

2020年3月

新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた株主総会対応

弁護士 塚本 英巨 / 弁護士 生方 紀裕

Contents

1. 株主総会に来場する株主数の減少そのものを目的とした措置
2. 株主総会の招集通知又は自社ウェブサイトにおける記載上の工夫
3. 株主総会当日の対応

2019年末に中国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルスによる感染症は、日本を含む世界中に広がっている。世界各国では、感染拡大を防ぐため、大勢の人が集まるイベントの中止・延期、学校の閉鎖等が実施されているほか、国によっては、外出禁止や国境封鎖の措置をとるものもある。

このような中、会社法上、株式会社は、定時株主総会の開催が不可避であり、株主総会の当日には、役員及び事務局スタッフその他会社関係者並びに一定数の株主が特定の場所（開催場所）に集まることとなる。

株主総会を開催する会社としては、株主総会において新型コロナウイルスの感染が拡大することがないよう、また、来場した株主に、感染への不安を抱かせることのないよう、合理的な範囲内で対処する必要がある。

そこで、以下では、既に開催又は招集通知の発送がされている2月総会や3月総会の会社の事例も踏まえながら、新型コロナウイルスによる感染拡大防止に向けて株主総会の運営に当たって留意すべき点について述べることにしたい。

1. 株主総会に来場する株主数の減少そのものを目的とした措置

新型コロナウイルスによる感染拡大に関する最善の防止策は、人が集まらないことである。しかし、会社としては、株主に対し、株主総会の会場に来ること自体を禁止することはできない（株主の出席を不当に拒んだ場合には株主総会決議の取消事由となり得る。）。

他方で、来場株主に提供されるお土産等、株主総会に付随する事項を誘因として来場する株主も少なくない。そこで、以下のとおり、そのような誘因となる事項を廃止・中止する措置をとることで、来場株主数を抑制することが考えられる。特に、お土産については、近時、これを廃止した会社では、来場株主が半減するケースもあり、その廃止・中止は、来場株主数を抑制する手段として特に検討に値すると考えられる。もっとも、お土産の廃止・中止を直前に発表した場合には、株主総会の当日、受付付近での苦情対応等による混乱を招きかねないことから、廃止・中止を行う場合には早期にその旨を公表することが望ましい。

- ・ 来場株主へのお土産の提供の廃止・中止

- ・ 株主総会後の株主懇談会、事業説明会等の中止
- ・ 株主総会場に併設する製品等の展示会の中止

以上に加え、来場株主数を抑制する手段として、株主総会当日の議事を撮影し、株主総会の開催中に、又は終了後に、議事の状況を動画で(ライブ)配信することも考えられる¹。これに関しても、来場株主数を抑制する観点からは、動画配信を実施する予定について、早期に公表することが望ましい。

2. 株主総会の招集通知又は自社ウェブサイトにおける記載上の工夫

会社として、来場株主数をなるべく抑えるため、株主に対し、来場を控え、議決権の事前行使を行うよう促すことが考えられる(特に、特別決議等の定足数の確保が必要となる議案がある場合は、来場株主数の抑制策をとるだけでなく、議決権の事前行使の促進策もとる必要があることに留意しなければならない。)

そこで、株主総会の招集通知又は自社ウェブサイトにおいて、以下の記載をすることが考えられる。

- ・ 書面又は電磁的方法による事前の議決権行使を行うことを(強く)推奨すること
- ・ 出席を検討している株主は、当日までの健康状態に留意し、無理をしないこと
- ・ 高齢又は基礎疾患のある株主、妊娠している株主は、特段の留意をする必要があること

より積極的に、また、直截に、健康状態にかかわらず、来場自体を控えることの検討のお願いを記載するケースもある。

また、後述の当日の対応とも関連するが、来場を予定している株主に対するお知らせとして、以下のことを記載することが考えられる。

- ・ 来場株主には、アルコール消毒液による消毒とマスクの着用についての協力をお願いし、又はこれらの措置を入場のために必須のものとする
- ・ 会場入口において、サーモグラフィ等による検温を実施すること、そのうえで、発熱が認められた株主(検温で37.5度以上が測定された株主)の入場をお断りする可能性があること
- ・ 体調不良と見受けられる株主には運営スタッフが声がけをし、入場のお断りや退出を求める可能性があること

3. 株主総会当日の対応

(1) 株主総会の当日における基本的な対応

株主総会の当日の対応として、感染拡大防止のため、来場株主に対し、以下の対応をすることが考えられる。

また、体調が悪くなった株主が出た場合に備えた対応マニュアル等も事前に整備しておくことが望ましい。なお、

¹ なお、経済産業省は、「新時代の株主総会プロセスの在り方研究会」での議論を踏まえ、2020年2月、企業が、「ハイブリッド型バーチャル株主総会」を実施する際の法的・実務的論点及び具体的取扱いを明らかにする「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」を策定している。「ハイブリッド型バーチャル株主総会」とは、株主総会の会場に在所しない株主がインターネット等の手段を用いて、遠隔地から、株主総会の審議を傍聴し(ハイブリッド参加型バーチャル株主総会)、又は法的な意味での出席(ハイブリッド出席型バーチャル株主総会)をすることができる株主総会をいう。

<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200226001/20200226001.html>

非常時に備えて保健師を待機させる対応をする会社もある。

<会場の受付・入口>

- ・ サーモグラフィ等による検温
- ・ アルコール消毒液による消毒をしてからの入場
- ・ 会場スタッフのマスク着用、マスクを持参していない株主への予備マスクの提供
- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応についての案内文書の配布

<会場内>

- ・ 株主の発言方式がスタンドマイク方式の場合には、スタンドマイク前方に株主席が配置されないよう、配置を工夫する
- ・ 株主が詰めて着席することを要請せず、むしろ、席の間隔を空けて座ることを推奨する

<議長による説明時>

- ・ 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、審議を効率的に行いたい旨を冒頭で説明し、スムーズな議事進行への協力を求める
- ・ 監査役等の監査報告、事業報告・(連結)計算書類の報告及び議案説明等も通常よりも短縮し、又は省略して行う

<質疑応答時>

- ・ 株主の質問が終わるごとにマイクをアルコール消毒する(会場スタッフはビニール手袋を着用)

(2) 株主総会当日の対応について検討しておくべき事項

このほか、株主総会当日の対応について検討しておくべき事項に関し、以下では、Q&A 形式で解説する。

Q. サーモグラフィ等による検温の結果、37.5 度以上が測定された株主がいた場合、どのように対応すべきか？

- A. 事前に、来場株主で、体調不良と見受けられる者に対しては運営スタッフがお声がけをする旨及び場合によっては出席をお断りすることがある旨を招集通知等で告知しておくべきである。
- その上で、まず、受付スタッフが、当該株主に対し、入場を自主的に断念することを促し、また、粘り強く説得する。
- そのような説得にもかかわらず、株主が、これに応じない場合、入場を禁止することも考えられる。

Q. 株主の着席位置について配慮すべき点はあるか？

- A. 株主同士の接触を避けるため、一席ずつ空けて座るよう要請することが考えられる。少なくとも、詰めて座るよう案内することは避けるべきであろう。

Q. 壇上に上がる役員や事務局スタッフは、マスクを着用する必要があるか？

A. 役員等自身の感染の防止及び役員等による感染拡大防止のため、マスクを着用すべきである。また、マスクを着用したまま発言・答弁をすることも差支えない。

なお、マスクの着用が失礼に当たるという考え方もあり得るが、むしろ、マスクを着用していないと、会場の株主から非難の声が上がる可能性も否定できない。

Q. 株主総会の開催日の前に、会場として予定していた施設において、新型コロナウイルスの感染者が発見され、消毒のため、当日の使用が不可となったが、どうすべきか？

A. 株主の出席を確保する万全の措置を講ずるのであれば、当日でも会場の変更は許されると解されている。そこで、なるべく近隣の場所に代替会場を確保するとともに、30分～1時間程度、開始時間を繰り下げる対応とすることが考えられる。

その上で、以下の措置をとる。

- ・ 会場及び開始時間の変更について、可能な限り、予め、TDnet 及び会社のホームページ上で、株主に対し周知
- ・ 変更前の会場付近に係員を配置し、来場した株主を、変更後の会場に誘導

Q. 株主総会の議長となる社長が、外国にいたところ、当該外国から日本への入国が制限されているため、株主総会の当日に日本の開催場所に来ることができなくなったが、どうすべきか？

A. 議長となるべき社長に「事故あるとき」に該当し、予め定めた代行順位に従い、別の者が議長に就くことになる。

他方で、もし準備が間に合う場合は、社長が、当該外国からテレビ会議等の方式で株主総会に出席することにより、議長を務めることも可能である。

Q. 株主総会の開会后、株主が咳きこみ始め、他の株主から当該株主を退場させるよう動議が出された。どのように対応すべきか？

A. 咳をしている株主に対して、「大変恐縮ですが、コロナウイルス感染防止の観点から、ご退席をお願いできませんでしょうか。」などと伝え、任意の退席を促す(もし第2会場やモニター視聴のできる控室を用意しており、使用していない状況であれば、そちらに案内することも考えられる。)。退席に応じる場合には、会場スタッフが付き添って退場させ、どうしても退場に応じない場合には、当該株主の体調等の様子次第では、退場命令を出さざるを得ないこともあるであろう。

Q. 気分が悪くなり、途中退場することになった大口株主から、議決権だけでも行使させてもらえないかとの申し出があった。どうすべきか？

A. 予め委任状用紙を用意しておき、委任状用紙に記入して提出してもらおう対応が考えられる。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 塚本 英巨 (hideo.tsukamoto@amt-law.com)
弁護士 生方 紀裕 (norihiro.ubukata@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。